

5 その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

提出するとき		提出書類	提出先
①	<p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合 (法 49④、法 51⑤、法 62)</p> <p><u>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</u></p>	<p>①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です (法 51⑤)。</p>	所轄庁以外の関係知事
②	<p>役員の変更等をした場合 (法 52①、法 62、法 23)</p>	<p>①役員の変更等届出書 (様式第 4 号) ②変更後の役員名簿 ③役員が新たに就任した場合は、 イ その役員が法第 20 条 (役員の欠格事由) に該当しないこと及び法第 21 条 (役員の親族等の排除) に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>	所轄庁 (二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)
③	<p>定款を変更した場合 (所轄庁の認証が必要な場合を除きます。) (法 52①、法 62、法 25⑥)</p>	<p>①定款変更届出書 (様式第 6 号) ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	所轄庁及び所轄庁以外の関係知事
④	<p>定款の変更に係る登記をした場合 (法 52①、法 62、法 25⑦)</p>	<p>①定款の変更の登記完了提出書 (様式第 7 号) ②登記をしたことを証する登記事項証明書</p>	
⑤	<p>定款の変更の認証を受けた場合 (法 52②、法 62、法 25③④) <u>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。</u></p>	<p>①認定 (特例認定) 特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書 ②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	所轄庁以外の関係知事

⑥	<p>認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合 (法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①)</p>	<p>①定款の変更の認証を受けなければならない事項 (法 25③) に係る定款変更認証申請書 (様式第 5 号) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 (法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。) ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと (法 2②二) 及び暴力団等に該当しないものであること (法 12①三) を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等 (寄附者名簿を除く添付書類を含みます。) の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類</p>	<p>変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出</p>
⑦	<p>認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合 (法 53①、法 62)</p>	<p>①認定又は特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書 (様式第 19 号) ②変更後の役員名簿</p>	<p>所轄庁</p>
⑧	<p>認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合 (法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)</p>	<p>①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書 (認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号)</p>	<p>所轄庁以外の関係知事</p>